

旧二葉中学校空地 暫定使用の手引き

旧二葉中学校空地（以下、「空地」といいます）は、新潟市芸術創造村・国際青少年センター（以下、「ゆいぽーと」といいます）に隣接する土地です。将来の利活用方針が決定するまで暫定的に、ゆいぽーとの事業やゆいぽーと利用団体の活動のため使用します。

また、青少年活動や公益的活動を目的とする団体が一定の目的に沿った活動を行う場合に、原則無償で使用を許可します（以下、「暫定使用」といいます）。

暫定使用のためのルール等について、この手引きに示します。

1. 暫定使用の運用期間について

暫定使用は、市が方針を決定し、空地が他の用途に利活用されるまでの間の暫定的な運用です。将来、利活用の準備を開始する時点でこの運用は終了します。

2. 暫定使用として使用できる団体とその目的

市内に居住し、勤務し、または通学する人で構成される非営利団体が、当該団体の活動目的に合致した主に次に掲げるいずれかの活動を行うための短時間の使用に供する場合、暫定利用の対象とします。営利目的の使用はできません。

- (1) 青少年の健全育成活動
- (2) 公共性または公益性が高い地域活動
- (3) 健康維持や余暇活動などを目的とした活動

3. 空地使用可能な期間および時間

空地使用が可能な期間および時間は次のとおりです。

- (1) 期間 原則として、ゆいぽーと閉館日（年末年始および月 1 回不定期）を除く毎日
- (2) 時間 原則として、午前 9 時から午後 5 時

【時間区分】

区分（1 コマ）	時間帯
午前	午前 9 時から午後 0 時（正午）
午後	午後 0 時（正午）から午後 5 時

- 上記にかかわらず、災害発生や気象条件、市の事業実施等により使用が制限される場合があります。
- 使用内容によっては、音や声などが周辺の住環境に影響を及ぼすことを防ぐため、使用許可にあたりそのための条件を付す場合があります。
- 使用形態・使用時間帯により、同一日に複数の団体が使用できるよう調整する場合があります。また、使用許可にあたりそのための条件を付す場合があります。
- 上記時間帯外の使用については、中央公民館にご相談ください。

4. 使用許可申請手続き

(1) 申請先

新潟市 中央公民館

(※ゆいぽーとでは空き状況確認・仮予約の受付以外の対応はできません)

【申請手順】

① 空地の空き状況の確認・仮予約

ゆいぽーとへ利用希望日の空き状況を確認のうえ、仮予約をしてください。受付時間は午前 9 時から午後 9 時 30 分です(年末年始は休館・月 1 回不定休)。

《ゆいぽーと連絡先》

住所 新潟市中央区二葉町 2 丁目 5932-7

電話 025-201-7530

② 申請

「行政財産使用許可申請書」に所定の書類(※1)を添付し、使用日の属する月の前月初日から 10 日(閉庁日の場合はその翌営業日)までにメール、郵送または持参で新潟市中央公民館あてに申請してください。

【電子メール】

chuo.co@city.niigata.lg.jp

件名を「旧二葉中学校空地 ○月分暫定利用申請書」としてお送りください。

【郵送】

〒951-8055

新潟市中央区礎町通 3 ノ町 2086 番地

新潟市中央公民館 宛て

【持参】

新潟市中央公民館

(中央区礎町通 3 ノ町 2086 番地(クロスパルにいがた内))

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

※1 「所定の書類」について ※市ホームページからダウンロード可能です。

① 「行政財産使用料免除申請書」

② 位置図(使用箇所・使用面積が確認できるもの)

(2) 使用可能な回数

原則 1 月あたり 2 コマ

5. 使用の許可について

使用を許可する場合は、「行政財産使用許可書」を発行し郵送します。空地使用時には、使用を許可されたことがわかるように、許可書を持参してください。

6. 使用の制限

下記のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない、あるいは、使用許可を取り消す場合があります。

- (1) 政治活動、宗教活動または営利活動を目的として使用するおそれがあると認める場合
- (2) 空地の使用目的や方法が、空地を損傷、汚損するおそれがあると認める場合
- (3) 空地の使用目的や方法が、空地の周辺の安全を損なう（※2）おそれがあると認める場合

※2 空地周辺の安全確保のため、野球の練習等におけるバッティング時の硬式球の使用はできません。

その他、空地周辺の安全を損なうおそれのある場合は、使用を許可しない、あるいは使用の際に条件を付す場合があります。

- (4) 空地の使用目的や方法が、空地の周辺の環境を損なう（※3）おそれがあると認める場合

※3 「周辺の環境を損なう」とは、騒音・悪臭などの発生、大気・土壌・水の汚染、周辺道路の渋滞、火気や爆風による危険などを指します。

- (5) 使用の際に付した条件に合致しないと認める場合
- (6) 上記のほか、教育委員会が空地の管理上支障があると認める場合

7. 行為の禁止

空地の使用に際し、次に掲げる行為はできません。

- (1) 無断で空地の形状・形質の変更すること、損傷、汚損、亡失
- (2) 指定した場所以外への立ち入り・駐車（※4）

※4 駐車について

- ・ 空地利用のためにゆいぽーとの駐車場を利用することはできません。また、空地への出入りのためにゆいぽーと敷地内を通行することはできません。
- ・ 空地を駐車場として利用することはできません。
- ・ 空地使用時の駐車場として、空地内バックネット裏スペースを使用できません。普通自動車で5台程度の駐車が可能です。

- (3) 空地内および空地手前のスペースでの飲酒、喫煙
- (4) ゆいぽーとが提供するプログラム以外での火気使用
- (5) 他人への迷惑行為
- (6) 使用の際に付した条件に違反する行為
- (7) 上記のほか、教育委員会が空地の管理上支障があると認める行為
- (8) 空地上にあるゆいぽーとに属する次の設備を無断で使用すること
 - ① 野外炊事場
 - ② アドベンチャー設備類

8. その他

- (1) 地面には部分的に凹凸や雑草の繁茂、水たまりがあるなどの場合があります。
- (2) 工事等の影響により、利用エリアが制限される場合があります。
- (3) 使用団体に空地の除草などのボランティア参加依頼のご案内をすることがありますのでご了承ください。また、ご案内の際には積極的なご参加をお願いいたします。
- (4) 空地には、トイレ、水道、夜間の照明設備はありません。野外炊事場の水道等を利用する場合には、ゆいぽーとへ別途利用申し込みが必要です。
- (5) けがや体調不良への対策など、空地における活動時の安全管理は、使用する各団体の責任をお願いいたします。